

## 芦屋市生成 AI サービス及びビジネスチャットツール提供業務提案依頼用仕様書

### 1 業務件名

芦屋市生成 AI サービス及びビジネスチャットツール提供業務（以下、「本業務」という。）

### 2 業務の目的

本業務は、市職員の業務効率化、生産性向上を図るため、生成 AI サービス及びビジネスチャットツール（以下、「本サービス」という。）を提供するものである。

### 3 契約期間

契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 4 本サービスの利用者

本サービスの利用者を下記のとおり定義する。

#### (1) ユーザー

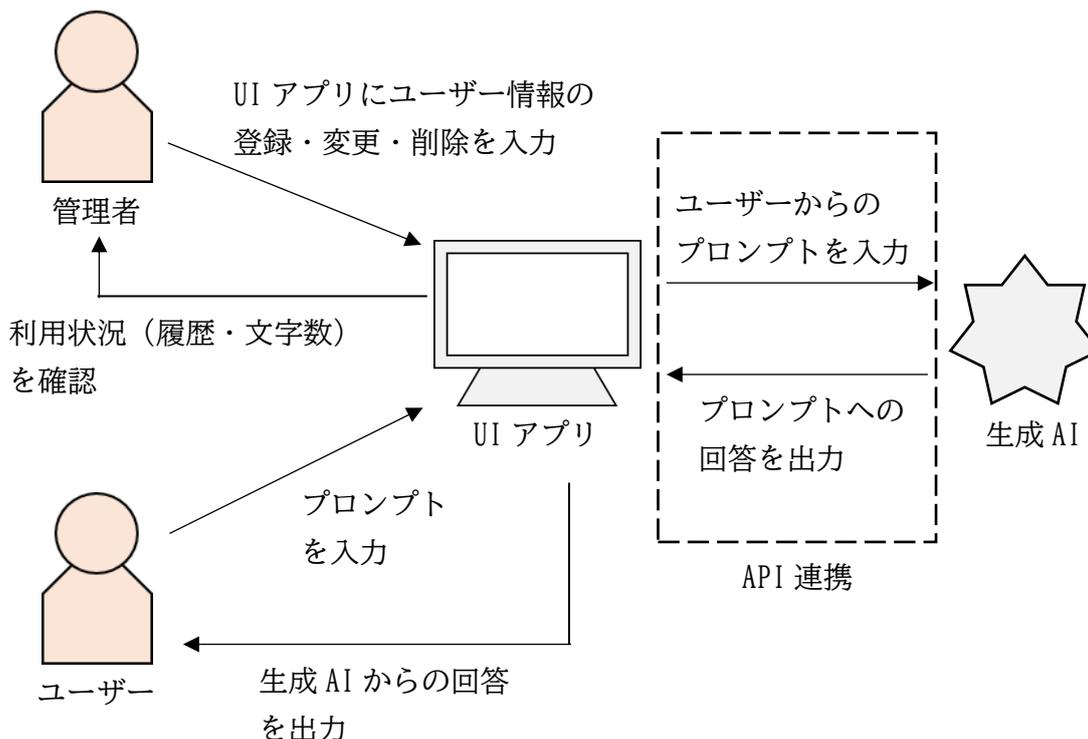
本サービスを利用する本市職員

#### (2) 管理者

本サービスを管理する本市 DX 行革推進課職員

### 5 生成 AI サービスの概要

生成 AI サービスの概要を以下に示す。



## 6 生成 AI サービスの要件

### (1) 基本要件

Microsoft 社の Azure OpenAI Service または Amazon Web Services 社の Amazon Bedrock（準拠法は日本国法、管轄裁判所は東京地裁であること。）を利用した対話型クラウドサービスであること。

### (2) 利用環境

ア 生成 AI サービスは SaaS 型のサービスで、本市の職員用 PC から LGWAN を経由して利用可能であること。

イ 生成 AI サービスは、Microsoft Edge で利用できることとし、専用ソフトをインストールする必要がないこと。

### (3) 認証

ユーザーのサービス利用時には、ID（メールアドレス等）とパスワード等により認証し、ログイン可能なこと。

### (4) 管理機能

ア 管理者側でユーザーのアカウントや利用状況の管理が可能であること。

イ チャット履歴（利用アカウント、利用日時、AI モデル、プロンプト内容、回答内容等）をログとして蓄積すること。また、当該ログを CSV ファイル等で出力できること。

### (5) セキュリティ

ア チャット履歴は日本国内のサーバに格納され、かつ他の契約者と共有されないこと。

イ 入力したプロンプト、回答が AI の学習に利用されないこと。

ウ 通信経路は暗号化されること。

エ ユーザーが入力できない禁止ワードを管理者が指定し、設定できること。

オ 上記禁止ワードや個人情報等が入力された場合、警告文の表示もしくはマスキング処理等ができること。

カ ISO/IEC 27001 またはこれと同等以上の認証を取得していること。

キ 本サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。

ク 生成 AI サービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。

ケ 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄にあたっては、その情報を復元できないように処置すること。

コ 必要に応じて、本市が実施するセキュリティ監査（本市指定のチェックリストへの回答等）を受け入れられることが望ましい。

サ LGWAN-ASP サービスリストに登録されているサービスであること。

(6) その他

- ア プロンプトのテンプレートを設定し、各ユーザーが利用できること。
- イ 本サービスの操作マニュアル（ユーザー向け、管理者向け）が提供されること。
- ウ 契約期間中、利用方法の照会など、本市からの各種問合せに対応すること。
- エ 計画的なメンテナンスまたは生成 AI の外部 API 側の影響等を除き、生成 AI サービスは 24 時間 365 日稼働とすること。
- オ AI モデルは Claude 3 Haiku(200 K)、Claude 3.5 Sonnet v2(200 K)、Claude 3.5 Haiku(200 K)が利用可能であること。また、今後新規の生成 AI モデルが公表された際は、継続的に AI モデルの追加を行うこと。

7 生成 AI サービスの利用上限

契約金額内で以下の利用が可能であること。

- (1) ユーザーのアカウント作成上限数は、無制限または総務省の公表している本市職員数（令和 6 年 4 月 1 日時点では 1,058 人）以上とすること。
- (2) 管理者のアカウント数は 1 個以上作成可能であること。
- (3) ライセンス形態が同時接続ライセンスである場合は、100 人以上が同時に接続できること。
- (4) 月に利用可能な文字数（入力文字数及び出力文字数を含む。）の上限は、次に掲げるとおりとする。（各モデルの利用文字数を上限文字数で除した値を全モデル分合計し、それが 1 を超過した場合に文字数超過と判定する。）なお、利用可能文字数が為替レートにより変動する場合は、その変動が合理的と認められる範囲でなければならない。

ア Claude 3 Haiku(200 K)：20,000,000 文字以上

イ Claude 3.5 Sonnet v2(200 K)：5,000,000 文字以上

ウ Claude 3.5 Haiku(200 K)：7,500,000 文字以上

- (5) 利用上限を超過した場合は、追加の費用を発生させず、利用を停止すること。

8 生成 AI サービスに係る留意事項

- (1) ライセンス形態がユーザーライセンスである場合、契約したライセンス範囲内で使い回しができるなど、必要に応じて柔軟な利用ができること。
- (2) ライセンスについて、契約期間内であったとしても上位プランへの変更が可能であること。

## 9 ビジネスチャットツールの概要

ビジネスチャットツールは、職員間におけるテキストベースの連絡手段として利用するものである。

## 10 ビジネスチャットツールの要件

### (1) 利用環境

ア ビジネスチャットツールは SaaS 型のサービスで、本市の職員用 PC から LGWAN を経由して利用可能であること。

イ ビジネスチャットツールは、Microsoft Edge で利用できることとし、専用ソフトをインストールする必要がないこと。また、ビジネスチャットツールを Microsoft Edge で開いている時にチャットの着信があれば、Windows 標準機能の通知を受け取れること。

ウ ビジネスチャットツールは、職員の私用スマートフォン (Android/ iOS) でも専用アプリから LTE 回線で利用可能であること。

### (2) 認証

ア ユーザーのサービス利用時には、ID (メールアドレス等) とパスワード等により認証し、ログイン可能なこと。

イ ブラウザからの利用には、特定の IP アドレスのみからしか利用できないよう制限を設けることが可能であること。

### (3) 管理機能

ア 管理者側でユーザーのアカウントや利用状況の管理が可能であること。

イ チャット履歴 (利用アカウント、利用日時、チャット内容等) をログとして蓄積すること。また、当該ログを CSV ファイル等で出力できること。

### (4) セキュリティ

ア チャット履歴は日本国内のサーバに格納され、かつ他の契約者と共有されないこと。

イ ユーザーごとに添付ファイルのアップロード制限、ダウンロード制限を行えること。

ウ ユーザーごとにモバイル端末でのスクリーンショットを禁止できること。

エ 通信経路は暗号化されること。

カ ISO/IEC 27001 またはこれと同等以上の認証を取得していること。

キ 本サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。

ク ビジネスチャットツールの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。

ケ 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄にあたっては、その情報を復元できないように処置すること。

コ 必要に応じて、本市が実施するセキュリティ監査（本市指定のチェックリストへの回答等）を受け入れられることが望ましい。

サ LGWAN-ASP サービスリストに登録されているサービスであること。

(5) その他

ア 本業務で提供される生成 AI サービスと連携し、ビジネスチャットツールから生成 AI サービスの利用が可能であること。

イ 投稿した本人のみが閲覧可能なメモ代わりのルーム、1対1のルーム、複数人のルームがそれぞれ作成可能で、ルームごとにチャットやメモの共有が可能であること。

ウ 個別のチャット内容をブックマークし、後で容易に見返せること。

エ ルームは無制限に作成可能であること。

オ 本サービスの操作マニュアル（ユーザー向け、管理者向け）が提供されること。

カ 契約期間中、利用方法の照会など、本市からの各種問合せに対応すること。

キ 計画的なメンテナンス等を除き、ビジネスチャットツールは 24 時間 365 日稼働とすること。

11 ビジネスチャットツールのアカウント数

ビジネスチャットツールのアカウント数は次に掲げるとおりとする。

(1) ユーザーのアカウント作成上限数は、無制限または総務省の公表している本市職員数（令和 6 年 4 月 1 日時点では 1,058 人）以上とすること。

(2) 管理者のアカウント数は 1 個以上作成可能であること。

12 支払方法

支払いについては、毎月払いとし、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

13 機密保護・個人情報保護

(1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。

- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務完了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### 14 個人情報の取扱いに関する検査

- (1) 本市は、本業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本契約の規定に基づく必要な措置の状況について、書面検査により確認する。検査実施方法については別途本市から通知するものとする。
- (2) 本業務においてサービス提供を行うにあたり、サービス提供者が、個人情報の取扱いに係る業務を他の事業者へ委託する場合には、サービス提供者を通じて又はサービス提供者自らが委託先に対して、前述(1)の検査を行うものとする。なお、本市がサービス提供者を通じて検査を行うこととしたときは、サービス提供者は検査結果について本市に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。

#### 15 法令等の遵守

サービス提供者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、契約の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

16 その他

- (1) 契約期間満了の1か月前までに本市またはサービス提供者のいずれからも本契約を継続しない旨の通知がなく、かつ市議会の議決により本件に係る予算の執行が可能となる場合、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとする。なお、本項による契約の継続は、初年度の契約を含め5年間を限度とする。
- (2) 本仕様書6(6)オの条項は、性能と利用可能文字数のバランスにさらに優れた新たな生成AIモデルを導入し、既存の生成AIモデルの提供を終了することを妨げるものではない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、本市・サービス提供者が双方協議の上、決定する。

以上